

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◆ 保険金とともに受け取った剰余金

**Q** : 夫の死亡により、生命保険金とともに保険契約に基づく剰余金の支払いを受けました。この剰余金の取扱いはどうなりますか。

**A** : 保険金に含めて取り扱われます。

#### 【解説】

相続税法では、被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるもの）を取得した場合には、その保険金受取人について、その保険金（その保険金のうち被相続人が負担した保険料相当分）を相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます。

ところで、保険事故が発生した場合に、保険約款の規定により保険金受取人は保険金とともに剰余金又は前納保険料を受け取ることがあります。この剰余金及び前納保険料は、保険金受取人の固有の権利として保険金とともに受け取るところから、その経済的実質は保険金と異ならないと考えられます。このことから、相続税法上、相続又は遺贈により取得したものとみなされる保険金には、保険契約に基づき分配を受ける剰余金、割戻しを受ける割戻金及び払戻しを受ける前納保険料の額で、その保険契約に基づき保険金とともにその保険契約に係る保険金受取人が取得するものを含むものとされています。

したがって、ご質問の剰余金は、保険金に含めて取り扱われます。また、生命保険金の非課税の規定は、この剰余金等の金額を含めた金額に対して適用があります。

